

国民健康保険税、後期高齢者医療・介護保険料の社会保険料控除について

令和3年1月～12月に納付した国民健康保険税(国保税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、確定申告のときに、社会保険料控除として、全額を所得税や市・県民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

納付済み額の確認方法

支払方法	特別徴収 (国民年金や厚生年金などからの天引き)	普通徴収 (納付書払いまたは口座振替)
確認書類	年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」	国民健康保険税 1月中旬に市が送付する「国民健康保険税納付済額通知書」 後期高齢者医療保険料・介護保険料 1月中旬に市が送付する「納付額確認書」 ※納付書払いの方は領収書、口座振替の方は預貯金通帳でも確認できます。

- 特別徴収(年金天引き)された国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、年金受給者本人が納付したことになるため、配偶者やその他の親族の申告で控除の対象とすることはできません。
- 国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の納税通知書に記載された金額は、年度単位で算定されていますので、控除の対象となる金額とは異なります。

問 市役所保険年金課(内線 122・123・126・127)、市役所介護高齢課(内線 172・173)

TOPICS

男性の方へ!お済みですか?

風しん抗体検査及び定期予防接種(風しん第5期)

弥富市に住民登録がある、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方には市から風しん抗体検査及び予防接種の無料クーポン券を送付しています。

対象者で、まだ抗体検査や予防接種がお済みでない方は、ぜひこの機会にご利用ください。

令和元年6月に発送したクーポン券は、有効期限が切れています。新しいクーポン券を交付しますので、市役所健康推進課までご連絡ください。

また、クーポン券を紛失された方や、転入された方でお済みでない方は、再交付しますので市役所健康推進課までご連絡ください。

問 市役所健康推進課(内線 318)

TOPICS

お済みですか? お子さんの予防接種

対象者には、4月にご案内を郵送しました。まだお済みでない方はお済ませください。予診票を紛失された方や転入された方は、市役所健康推進課までご連絡ください。

予防接種名	対象年齢	期 日	受診方法
MR 混合 第2期	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの児	令和4年3月31日まで	指定医療機関で予約の上、予診票・母子健康手帳・健康保険証を持参し接種してください。指定医療機関は市ホームページをご確認ください。
2 種 混 合	11 歳以上 13 歳のお誕生日の前日まで ※小学6年生に個別通知しています。小学5年生の方は令和4年4月に個別通知しますのでお待ちください。	13歳のお誕生日前日まで	

問 市役所健康推進課(内線 318)

節目歯科無料クーポン検診はお済みですか?

今年度対象の方には5月に個人通知をしています。

むし歯や歯周病などのお口の病気は早期発見・早期治療が大切ですが、初期のうちは痛みがなく、気づくのが遅れがち……。

この機会にお口の健康状態をチェックしてみてもはどうでしょうか。

まずは歯周病の進行ぐあいを検査してみましょう。

歯周病検査

【プローブ】という器具を使用し、歯肉からの出血の有無や、歯と歯肉の間の溝(歯周ポケット)の深さを調べます。深ければ深いほど、歯周病が進行しています。

対象年齢

平成12年4月2日～平成13年4月1日
平成 2年4月2日～平成 3年4月1日
昭和55年4月2日～昭和56年4月1日
昭和45年4月2日～昭和46年4月1日
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日

自己負担金 無料

実施期間 3月31日まで

実施場所 指定の歯科医院
(通知案内参照)

受診方法 指定の歯科医院に予約のうえ、受診してください。

持ち物 健康保険証・節目歯科無料クーポン検診受診券(ハガキ)



問 市役所健康推進課(内線 318)